

# 社団法人長野県農業担い手育成基金定款

【平成5年7月1日制定】

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、社団法人長野県農業担い手育成基金（以下「本基金」という。）という。

### (事務所)

第2条 本基金の事務所は、長野県長野市大字南長野字幅下692番地の2に置く。

### (目的)

第3条 本基金は、農業の担い手を確保育成するため、次代の長野県農業を担う青少年の育成、農業に従事し、又は従事しようとする青年等に対する支援及び就農しやすい環境づくりを行うことにより、本県農業の振興に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 本基金は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 農業青年の資質向上及び経営環境の改善に関する事業
- (2) 就農しやすい環境づくりに関する事業
- (3) 次代の農業を担う青少年育成に関する事業
- (4) 新たに就農しようとする青年等に対する職業紹介に関する事業
- (5) 前号までに掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認める事業

## 第2章 会員

### (会員)

第5条 本基金の会員は、本基金の目的に賛同して入会した団体とする。

### (入会手続き)

第6条 会員として入会しようとするものは、所定の様式による申し込みをし、理事会の承認を得なければならない。

(出資金)

第7条 会員は、総会において別に定める出資金又は預り金を納入するものとする。

(脱退)

第8条 会員は、本基金を脱退しようとするときは、脱退届を提出し、理事会の承認を得なければならない。

(除名)

第9条 会員が、本基金の名誉を傷つけ、若しくは目的に反するような行為をしたとき又は会員として義務に違反したときは、総会において出席会員の4分の3以上の同意により除名することができる。この場合においては、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(出資金等の不返還)

第10条 出資金は、いかなる場合でも返還しないものとする。

2 預り金は、解散の時まで返還しないものとする。

### 第3章 役員及び事務局

(役員の種別及び定数)

第11条 本基金に次の役員を置く。

理事 14人以上19人以内

監事 3人

2 理事のうち、1人を理事長とし、5人を副理事長とする。

(役員の職務)

第12条 理事は、理事会を組織し、本基金の業務の執行を決定する。

2 理事長は、本基金を統括し、本基金を代表する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事会であらかじめ定めた順序により、理事長に事故あるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

4 監事は、民法第59条の職務を行い、総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。

(役員の選任)

第13条 理事及び監事は、会員の代表者の中から総会の議決により選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

( 役員の任期 )

第 1 4 条 役員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員のため就任した役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員の任期が満了した場合に、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行うものとする。

( 資格喪失による退任 )

第 1 5 条 理事又は監事が会員の資格を失ったときは、退任するものとする。

( 役員の解任 )

第 1 6 条 役員の解任については、第 9 条の規定を準用する。

( 役員の報酬等 )

第 1 7 条 役員は、無給とする。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

( 事務局 )

第 1 8 条 本基金の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他必要な職員を置き、理事長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第 4 章 会 議

( 会議の種類 )

第 1 9 条 会議は、総会及び理事会の 2 種とする。

2 総会は、これを通常総会及び臨時総会の 2 種に分ける。

3 通常総会は毎年 2 回これを開催し、臨時総会及び理事会は随時必要なときにこれを開催する。

( 会議の招集 )

第 2 0 条 会議は、理事長がこれを招集する。

2 会員の 5 分の 1 以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は 3 0 日以内に総会を招集しなければならない。

3 会議は、少なくとも期日の 7 日前までに会議の日時及び場所並びに会議で審議すべき事項を示して、招集しなければならない。

(開会の定足数)

第 2 1 条 会議は、その会議を構成する会員又は理事の過半数の出席がなければこれを開会することができない。

(会議の議長)

第 2 2 条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

2 理事会の議長は、理事長をもってこれに充てる。

(議決)

第 2 3 条 会議の議決は、その会議を構成する会員又は理事で、その会議に出席したものの過半数の同意を持ってこれを決する。

2 可否同数のときは、議長がこれを決定する。

(総会における書面又は代理人による表決)

第 2 4 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項についてのみ、書面をもって表決し、又は他の会員に表決を委任することができる。この場合は出席したものとみなす。

(理事会における書面による表決)

第 2 5 条 理事長は、簡易な事項又は急施を要する事項については、書面を送付して賛否を求め、理事会に代えることができる。

(総会の権能)

第 2 6 条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、本基金の運営に関する重要な事項を議決する。

(理事会の権能)

第 2 7 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- ( 1 ) 総会に附議すべき事項
- ( 2 ) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- ( 3 ) 諸規程の制定及び改廃
- ( 4 ) 前号までに掲げるもののほか総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(議事録)

第 2 8 条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ( 1 ) 開会の日時及び場所

- ( 2 ) 会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者にあつては、その旨を付記すること。）
  - ( 3 ) 審議事項及び議決事項
  - ( 4 ) 議事の経過の概要及びその結果
  - ( 5 ) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、出席会員のうちから選出された2人以上の会員が記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定は、理事会の議事について準用する。

## 第5章 資産及び会計

### （資産の構成）

第29条 本基金の資産は、次の各号に掲げるもので構成する。

- ( 1 ) 設立当初の財産目録記載の財産
- ( 2 ) 出資金
- ( 3 ) 寄付金品
- ( 4 ) 資産から生ずる果実
- ( 5 ) その他の収入

### （資産の種類）

第30条 本基金の資産は、これを基本財産及び運用財産の2種に分ける。

2 基本財産は、次の各号により構成し、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、総会の議決を経、かつ、長野県知事の認可を得て、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

- ( 1 ) 設立当初の財産目録中、基本財産として記載された財産
- ( 2 ) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- ( 3 ) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産の元本以外の財産で構成する。

### （資産の管理）

第31条 本基金の資産は、理事長がこれを管理し、その方法は、理事会の議決によりこれを定める。

2 資産のうち現金は、次の各号に掲げる方法によって運用する。

- ( 1 ) 理事会の議決を経て定めた金融機関等への預金
- ( 2 ) 郵便官署への預金
- ( 3 ) 国債その他理事会の議決を経て定めた確実な有価証券の取得

(経費の支弁)

第 3 2 条 本基金の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 3 3 条 本基金の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に理事会の議決を経て、総会の承認を受けなければならない。

(暫定予算)

第 3 4 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第 3 5 条 本基金の事業報告及び収支決算は、正味財産増減計算書並びに年度末現在の貸借対照表及び財産目録とともに、監事の監査を経て、年度終了後 2 月以内に総会の承認を受けなければならない。

(長期借入金)

第 3 6 条 本基金が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において出席会員の 3 分の 2 以上の同意を経、かつ、長野県知事の承認を得なければならない。

(特別会計)

第 3 7 条 本基金は、必要があるときは、特別会計を設けることができる。

(会計年度)

第 3 8 条 本基金の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

## 第 6 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 3 9 条 この定款は、総会において会員総数の 4 分の 3 以上の同意を経、かつ、長野県知事の認可を得て、これを変更することができる。

(解散)

第 4 0 条 本基金は、民法第 6 8 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び第 2 項第 2 号の規

定によるほか、総会において会員総数の4分の3以上の同意を経、かつ、長野県知事の認可を得たときは解散する。

( 残余財産の処分 )

第 4 1 条 本基金の解散の場合の残余財産は、総会において会員総数の4分の3以上の同意を経、かつ、長野県知事の許可を得て、本基金と類似の目的を持つ他の団体へ寄付するものとする。

## 第 7 章 補 則

( 設立当初の役員 )

第 4 2 条 本基金の設立当初の役員及びその任期は、創立総会の定めるところによる。

( 設立当初の事業計画及び予算 )

第 4 3 条 本基金の設立当初の事業計画及び予算は、創立総会の定めるところによる。

( 設立当初の会計年度 )

第 4 4 条 本基金の設立当初の会計年度は、設立の日から平成 6 年 3 月 3 1 日までとする。

( 施行細則 )

第 4 5 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決により理事長が定める。

附 則

この定款の変更は、新たに就農しようとする青年等に対する職業紹介に関する職業安定法第 3 3 条第 1 項の許可を受けた日から施行する。

附 則

この定款の変更は、第 2 条及び第 1 1 条第 1 項の規定に関する長野県知事の認可を受けた日から施行する。

附 則

この定款の変更は、第 7 条及び第 1 0 条の規定に関する長野県知事の認可を受けた日から施行する。